○国土交通省令第十六号

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十五号）の施行に伴い、自動車損害賠償保障法施行規則及び自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

自動車損害賠償保障法施行規則及び自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則の一部を改正する省令

（自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正）

第一条　自動車損害賠償保障法施行規則（昭和三十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（政府に対する損害の塡補の請求） **第二十七条**　法第七十二条第一項第一号又は第二号の損害の塡補の請求は、次の事項を記載した書面をもつて行わなければならない。 一～三　（略） 四　法第七十二条第一項第二号の規定により請求する場合にあつては、加害者の氏名及び住所 五　法第七十二条第一項第一号又は第二号の規定により政府に対し損害の塡補を請求することができる理由 六　（略） 七　他の法令に基いて法第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による損害の塡補に相当する給付を受けるべき場合にあつては、その給付の根拠及びその金額 八　（略） 2　（略） 3　国土交通大臣は、必要があると認めるときは、法第七十二条第一項第一号又は第二号の損害の塡補の請求をした者に対し、国土交通大臣の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、政府の負担とする。 （自動車事故対策事業賦課金の納付等） **第二十九条**　自動車事故対策事業賦課金の納付は、一月ごとに取りまとめて行なうものとする。 2　保険会社及び組合は、自動車事故対策事業賦課金の納付の事由が発生したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 **附　則** この省令は、公布の日から施行する。	（政府に対する損害のてん補の請求） **第二十七条**　法第七十二条第一項の損害のてん補の請求は、次の事項を記載した書面をもつて行わなければならない。 一～三　（略） 四　法第七十二条第一項後段の規定により請求する場合にあつては、加害者の氏名及び住所 五　法第七十二条第一項の規定により政府に対し損害のてん補を請求することができる理由 六　（略） 七　他の法令に基いて法第七十二条第一項の規定による損害のてん補に相当する給付を受けるべき場合にあつては、その給付の根拠及びその金額 八　（略） 2　（略） 3　国土交通大臣は、必要があると認めるときは、法第七十二条第一項の損害のてん補の請求をした者に対し、国土交通大臣の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、政府の負担とする。 （自動車損害賠償保障事業賦課金の納付等） **第二十九条**　自動車損害賠償保障事業賦課金の納付は、一月ごとに取りまとめて行なうものとする。 2　保険会社及び組合は、自動車損害賠償保障事業賦課金の納付の事由が発生したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 **附　則** （施行期日） 1　この省令は、公布の日から施行する。 （自動車損害賠償責任保険証明書等に関する経過措置） 2　平成十四年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に効力が生じた責任保険の契約について保険会社が保険契約者に交付すべき自動車損害賠償責任保険証明書については、保険会社は、第一号様式による自動車損害賠償責任保険証明書の欄外に「平成十四年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に効力が生じた責任保険の契約については、「保険料」とあるのは「保険料から保険料等充当交付金を控除した金額」とします。」と表記するものとする。 3　前項の規定は、責任共済について準用する。この場合において、前項中「責任保険」とあるのは「責任共済」と、「保険会社」とあるのは「組合」と、「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、「保険料」とあるのは「共済掛金」と読み替えるものとする。